

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 3 2 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会		
事務局 (担当課)		総務局情報公開・文書管理課情報公開班 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 3 1 (直通)		
開催日時		令和 3 年 1 1 月 2 日 (火) 午前 1 0 時から午前 1 1 時 2 0 分まで		
開催場所		W e b 会議		
出席者	委員	1 2 人 (別紙のとおり)		
	その他	1 2 人 (学校保健課副主幹、同主任、感染症対策課主任、D X 推進課担当課長、同主査、同主事、同主事、同主事、疾病対策課総括副主幹、新型コロナウイルスワクチン接種推進課主査、同主任、同主任)		
	事務局	3 人 (情報公開・文書管理課長、同総括副主幹、同主査)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		—		
会議次第		<p>議題</p> <p>1 第 1 3 1 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について</p> <p>2 諮問事案に係る調査審議について</p> <p>(1) 個人情報保護条例第 6 条に定める要配慮個人情報の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症まん延防止事務」に係る要配慮個人情報の取扱制限の適用除外について (2) 個人情報保護条例第 9 条に定める保有個人情報の目的外の利用・提供について <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症濃厚接触者に係る要配慮個人情報の目的外利用について (3) 個人情報保護条例第 1 1 条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について <ul style="list-style-type: none"> ・自治体向け電子申請サービスの導入に伴うオンライン結合による個人情報の提供について (4) 特定個人情報保護評価について <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事務に関する特定個人情報保護評価書について <p>3 保有個人情報取扱事務の登録等について (報告)</p> <p>4 その他</p> 		

主な内容は次のとおり

- 1 第131回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について
第131回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録（案）について、承認し、資料とともに行政資料コーナーへ配架することとした。

2 諮問事案に係る調査審議について

(1) 個人情報保護条例第6条に定める要配慮個人情報の取扱いについて

- ・「新型コロナウイルス感染症まん延防止事務」に係る要配慮個人情報の取扱制限の適用除外について

(2) 個人情報保護条例第9条に定める保有個人情報の目的外の利用・提供について

- ・新型コロナウイルス感染症濃厚接触者に係る要配慮個人情報の目的外利用について

(1)と(2)は、同じ事務事業であるため、まとめて調査審議を行うこととし、実施機関である学校保健課から説明の後、質疑応答が行われた。

(金子委員) 今回の諮問は、市立学校を対象としているが、私立学校についても同様の対応をするのか。

(実施機関) 私立学校については、対象としていない。

(金子委員) 私立学校の状況については、答えることが難しいのか。

(実施機関) はい。

(会長) 私立学校については、実施機関では承知していないということではないのか。

(実施機関) 私立学校については、今回の諮問の対象外となっているが、神奈川県在所管分については、神奈川県において諮問済みであり、県保健所との間にはそのような関係があるかもしれない。しかし、市からの情報提供はない。

(金子委員) 私立学校について確認しておいてほしい。

(会長) 本人通知に関する記載があるが、保健所が調査を行う際に本人に対して同意を取るのか。

(実施機関) 保健所が検査を行う際にあらかじめ同意を求めていることとしている。

(会長) 対象者が同意しない場合にはどのようにするのか。

(実施機関) 本来ならば本人通知が必要であると考えますが、1人の児童生徒に対し多い場合には4人から5人の関係者がいることがあり、すべての方に通知を送るのは現実的ではない。そのため、通知に代えて説明をするようにしている。

(会長) 本人通知の代わりに本人への説明を行うことについては、審議会の諮問を行うことが要件になるものと理解した。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、「新型コロナウイルス感染症まん延防止事務」に係る要配慮個人情報の取扱制限の適用除外及び「新型コロナウイルス感染症濃厚接触者に係る要配慮個人情報」の目的外

利用・提供について諮問の内容を適当とする答申を行った。

(3) 個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について

- ・自治体向け電子申請サービスの導入に伴うオンライン結合による個人情報の提供について
実施機関であるDX推進課から説明の後、質疑応答が行われた。

(慎委員) 氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど保有個人情報をいくつも取り扱うこととなっているが、対象者を特定するために必要なものであれば、これらの情報すべてを収集しなくてもよいのではないか。

(実施機関) 電子申請には、厳格な本人確認が必要なものとそうでないものがあり、本件は後者に当たり、身分証の提示が必要のないものである。「e-kanagawa」は、前者に当たり法的な個人認証としてマイナンバーカードの電子証明書を要求しているが、自治体向け電子申請サービスについては、イベントへの参加申込みやアンケートなどに利用するものであるから、そのようなものは不要であると考えている。

(慎委員) ログの保存期間が3年と説明されていたが、中間サーバーに保存された個人情報の保存期間はどのくらいか。

(実施機関) ログの保存とは、処理をした経過が残るだけである。利用期間中は、個人情報が保存されるが、申請が終了した後は、データはダウンロードされ、フォームが閉じられる。そのときに、個人情報が削除され、消去されるものがある。

(慎委員) 個人情報の削除は、しっかりできているということか。

(実施機関) はい。さらに運用ルールを整理していこうと考えています。

(会長) 今、ご指摘があった点は重要な点だと思う。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、自治体向け電子申請サービスの導入に伴うオンライン結合による個人情報の提供について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

(4) 特定個人情報保護評価について

- ・予防接種事務に関する特定個人情報保護評価書について

特定個人情報保護評価専門部会における調査審議の内容について、松浦副部会長が報告をした後、実施機関である疾病対策課から説明があり、実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、「予防接種事務に関する特定個人情報保護評価書」について、指針に定める実施手続等に適合し、かつ、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし、妥当であるとする答申を行った。

4 保有個人情報取扱事務の登録等について (報告)

保有個人情報取扱事務の登録等について、事務局から報告があった。

5 その他

次回の審議会の予定は未定であるが、審議会の案件が新たに出てきたら、審議会の日程を調整して開催することとする。

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿
 (令和3年11月2日開催)

	氏 名	所 属 等	出欠席	備 考
1	牛嶋 仁	中央大学法学部教授	出席	会長
2	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	欠席	副会長
3	岩谷 房雄	相模原商工会議所1号議員	出席	
4	金子 さつき	公募委員	出席	
5	坂口 貴弘	創価大学創価教育研究所講師	出席	
6	清水 善仁	中央大学文学部准教授	欠席	
7	下重 直樹	学習院大学大学院人文科学研究科准教授	欠席	
8	慎 祥揆	東海大学情報理工学部コンピュータ応用工学科准教授	出席	
9	瀬尾 守一	相模原市自治会連合会理事	出席	
10	土田 伸也	中央大学法科大学院教授	出席	
11	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授	出席	
12	中西 知子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事	出席	
13	松浦 薫	弁護士	出席	
14	水島 将司	公募委員	出席	
15	脇山 寿満子	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事	出席	

任期は令和5年6月30日まで